

オスマン朝アナトリア社会の匪賊像

——スレイマン大帝統治末期の取り締まり策を中心に——

伊藤 幸代

はじめに

近代以前の多くの社会と同じ様に、オスマン朝支配下のアナトリア社会においても匪賊は社会の重要な構成員であった。実際にキョル・オウル (Köroğlu) やピール・スルタン・アブダル (Pir Sultan Abdal)・ダダル・オウル (Dadaloglu) とは、匪賊の英雄として何世紀も語り継がれた民間伝承の主人公であり、今日もトルコの人々に親しまれている⁽¹⁾。なかでもキョル・オウルにまつわる伝承は、様々に形を変えながらトルコを始めアゼルバイジャンやイラン、中央アジアなど広い地域で語られてきた。一説によるとこのキョル・オウルのモデルは、一六世紀末のアナトリアで活躍した実在の匪賊である⁽²⁾。彼は父親が地方のベイの横暴な振る舞いにより盲目とされたため、その復讐を誓って山に入り匪賊となった。そこで彼は自分と同じ境遇のものやその他の理由でアウトローとなったもの、あるいは勇者にあこがれる若者たちを集め、地方の支配者や大商人、裕福な都市民を相手に賊行為を繰り返したと言われる。しかし実際のところ当時のオスマン朝文筆家の中

でキヨル・オウルの存在を書き残しているのはエヴリヤ・チェレビー (Evliya Celebi)⁽³⁾ のみであり⁽⁴⁾、その頃のキヨル・オウルは必ずしも後の有名さに匹敵するほど大きな影響力や名声を得ていた訳ではなかったと思われる。それでもなお、その後キヨル・オウルの物語が最もポピュラーな伝承の一つとして発展したのは、彼の以前や以降にアナトリアの各地で活動した匪賊たちがキヨル・オウルのイメージに重ね合わされたためであろう。つまりこの物語が広い地域で多くのヴァリエーションとともに語られるようになったのは、もともと各地に匪賊にまつわる多くの逸話があったためだと考えられる。

この様にアナトリア社会に日常的に存在した匪賊たちに対し、同時代の支配者たちはもちろん静観していた訳ではなかった。例えば一五世紀ごろからアナトリアの交通の要所には多くの関所 (derhend) が設けられ、匪賊から通行人を守るために村人たちがかり出されていた⁽⁵⁾、一七世紀以降にはあるアナトリアの村において匪賊を捕らえ損ねた村人が弁済金 (nezir akcesi) を徴収されていたことも確認されている⁽⁶⁾。こうした断片的な情報からも、匪賊が人々の生活に日常的に関わっていたことがわかるのである。

しかし大義名分を掲げて大衆を動員し、歴史的事件を起こした「反乱者」とは違い、基本的に時代や地域を問わず常時存在した「匪賊」たちは、歴史家の目にはとまりにくい。そのため従来のオスマン朝史研究においては、ウルチャイ (Mustafa Çagatay Ulucay) やジェザル (Mustafa Cezar) によるいくつかの研究を除けば、匪賊は主要なテーマとされてこなかった。このうちウルチャイの研究は法廷文書 (Seriyeye Sicilleri) や中央政府の命令をもとに、一七世紀から一九世紀に至る西アナトリアのサルハン県における匪賊の活動を詳細に描いたものである。彼の研究は匪賊と地域民衆との関係を極めて具体的な形で描写したという点において、現在もなお比類するものがない貴重な研究である。

他方ジェザルの研究は、アナトリアやエーゲ海で展開された「レヴェンド (levend)⁽⁷⁾」たちの活動を三世紀に渡って追跡したものである。この研究では中央政府の文書史料から多くの具体的な事例が収集されており、情報量の点では卓越している。しかし匪賊、傭兵、流浪民といった様々な立場の人々を一つの集団としてあつかったほか、対象とする時間的、空

間的範囲が広すぎるため、主題であるレヴェンドの実像がぼやけてしまった観がある。またこのほかにもアクター (Mus-tafa Akdağ) やバーキー (Karen Barkey) はジェラーリー諸反乱⁽⁸⁾ (celâh İsyanları) をあつかった研究の中で、反乱の主要な構成員である匪賊の存在に触れてきた。しかし当時の社会に多くの匪賊が存在していたことは自明のことでもあり、彼らの成り立ちそのものについては十分検討されてこなかった。

とはいえ近年では社会史への関心の高まりや、法廷文書など地方的な史料の開拓にともない、匪賊研究における前述のような欠落は徐々に埋められつつあると言える。依然として実証的な研究の蓄積は充分とは言えないが、ファローキー (Suraiya Faruqi) やギュレル (İbrahim Güler) らの研究⁽⁹⁾は、地域社会研究の中に日常的な匪賊の存在を取り入れようとする新たな試みとして注目される。

こうした研究史を踏まえ、本稿では一六世紀後半の西アナトリアの場合を事例に、オスマン朝中央政府による匪賊の取り締まり策とその実態を包括的、かつ具体的に明らかにしていく。この作業を通じ、アナトリア社会の重要な一員である匪賊の性格をより本質的に捉える手がかりが得られるものと考えらるからである。

本稿では主要史料として勅令の草稿録にあたるミュヒンメ・デフテリ (Mühimme Defteri、以下MD⁽¹⁰⁾) と、刑罰に関する法令を用いる。このうちMDは中央政府の御前会議で検討、決定され、勅令として発布された命令の控えを収めた台帳である⁽¹¹⁾。アクダーやユルマズ (Fikret Yılmaz) の研究を始め匪賊の取り締まりに関する研究の大半は、このMDから情報を得ている。MDは「ミュヒンメ記録官 (Mühimmentüvis)」により、御前会議諸局の一つであるベイリックチ局 (Beğlikçi Kalemi) で作成、保存された⁽¹⁴⁾。政治、外交、経済活動、地方支配など、あらゆる問題に関するオスマン朝政府の対応が記録された重要な史料であるが、一つ一つの勅令は関係する軍人・行政官への指示を出すために作成されたものであるため、扱われる事件の経緯や背景については簡単に説明されるだけのことが多い。こうした特徴を踏まえ本稿では、まず匪賊に関する勅令の内容を数量的に分析することにより、取り締まり策の全体の流れを把握することを試みたい。そしてさらに

いくつかの事例をもとに、逮捕や処罰の実態について具体的に検討していくこととする。

本稿では検討の対象とする地域をアナドル州に絞った。これは各地方毎に様々な独自色を持つオスマン朝領内については、異なった地域のデータを同列に扱うと誤った結論を導くことになりかねないためである。さらにアナトリア西部においては、大規模な反乱よりも小規模な賊行為が多かったと考えられていること⁽¹⁵⁾、検討対象の時期に関しては該当するデータが他の地域よりも多く収集されたことがこの地域を選んだ理由である。

対象とする期間は、スレイマン大帝の統治期にあたるヒジュラ暦九七二年ムハツレム一日〜九七三年ズルヒツジャ三日（西暦一五六四年七月二九日〜一五六六年六月二一日）である。この時期に作成された総数三四六八件の勅令草稿のうち⁽¹⁶⁾、およそ百余件がアナドル州 (Vilâyet-i Anadolu)⁽¹⁷⁾ の匪賊問題を扱ったものである。

最後に「匪賊」という言葉の使い方について説明しておきたい。一般に日本語の「匪賊」とは、武力を使って人の財産に手をつけ、人々の生活に害を及ぼし、物質的、精神的損害を与える者たちである。史料では、こうした人々を意味する言葉として「エフリ・フェサード (ehl-i fesâd)」「エシユキヤー (eşkiyâ)」「クッターッタリーク (kuttâ'üt-tarık)」「ハラーミー (harâmî)」「エシッラー (eşirâ)」「シユフスィード (müfsid)」など複数の用語が見られる。厳密に言えばこれらの言葉はそれぞれ異なったニュアンスを持つが⁽¹⁸⁾、本稿では簡潔に論を展開するため、これらを「匪賊」という用語に統一して表すこととしたい。

第一章 事件の発生と中央政府の対応

当時のアナトリアで実施されていた取り締まり方法には、大きく分けて二つのタイプがある。このうち査察タイプのものについては第三章で検討することとし、ここでは特定の事件を対象とするタイプの取り締まり策について検討する。こ

のタイプの匪賊対応においては、通常次のような形で命令が発せられていた。

ハミディリ・ベイ (= sancakbeg)¹⁹、及びエイリデュル郡カーディー (kadı) へ命ずる。

お前ことエイリデュル郡カーディーは我が至高なるご門 (ハイスタンブルの中央政府) へ書簡を送り、次のように上奏してきた「前述の郡に属するディレスケネ村のカラ・イルヤースオウル・アーレムシャーと知られる者は匪賊であり、人々の家や水車小屋を襲い、力尽くで物を取り、聖なる法廷へ召喚されても従わず、やってきた役人を罵り、斧と刀で交戦して山へ逃れ、籠城し、ナリーブ (法官代理) の法廷を襲っている。サンジャックベイのスバシュ (ベイの部下) たちが何度も逮捕を試みたが、山は峻険で「匪賊は」捕まることが無く、人々は途方に暮れている」。よつて、以下の通り命ずる。「この命令が」届いたら、次のようにせよ。これらのことが事実ならばその人物を何としても見つけだし、慎重に捕まえ、有能な者たちを配して我が至高なるご門へ護送し、船へ送るように。くれぐれもお前が配する部下たちには忠告し、道中、不注意から「匪賊を」隠れさせることのないように用心せよ。[6: 1304]

この命令から分かるように、多くの場合まず地方官が中央政府に事件の背景と現状に関する具体的な報告を行い、それを受けて中央が地方に指示を出すという形式がとられている。

二年間に中央政府がアナドル州に発した命令のうち、こうした個々の事件を扱うタイプの案件は一〇四件である。地方で起こった事件の全てが中央に報告されていたかどうかは定かではないが、対象地域の広さや対象とする期間を考えると、この数は情報源として決して少なすぎるものではないであろう。そこで本章では各事例の上奏の内容と指示の内容を数量的に分析することにより、中央政府が行った匪賊取り締まり策の大組を把握していきたい。

(一) 地方官からの上奏

まずアナドル州で発生した匪賊の事件について、中央政府へ最初の上奏した人物 (役人、あるいは被害者本人) の内訳

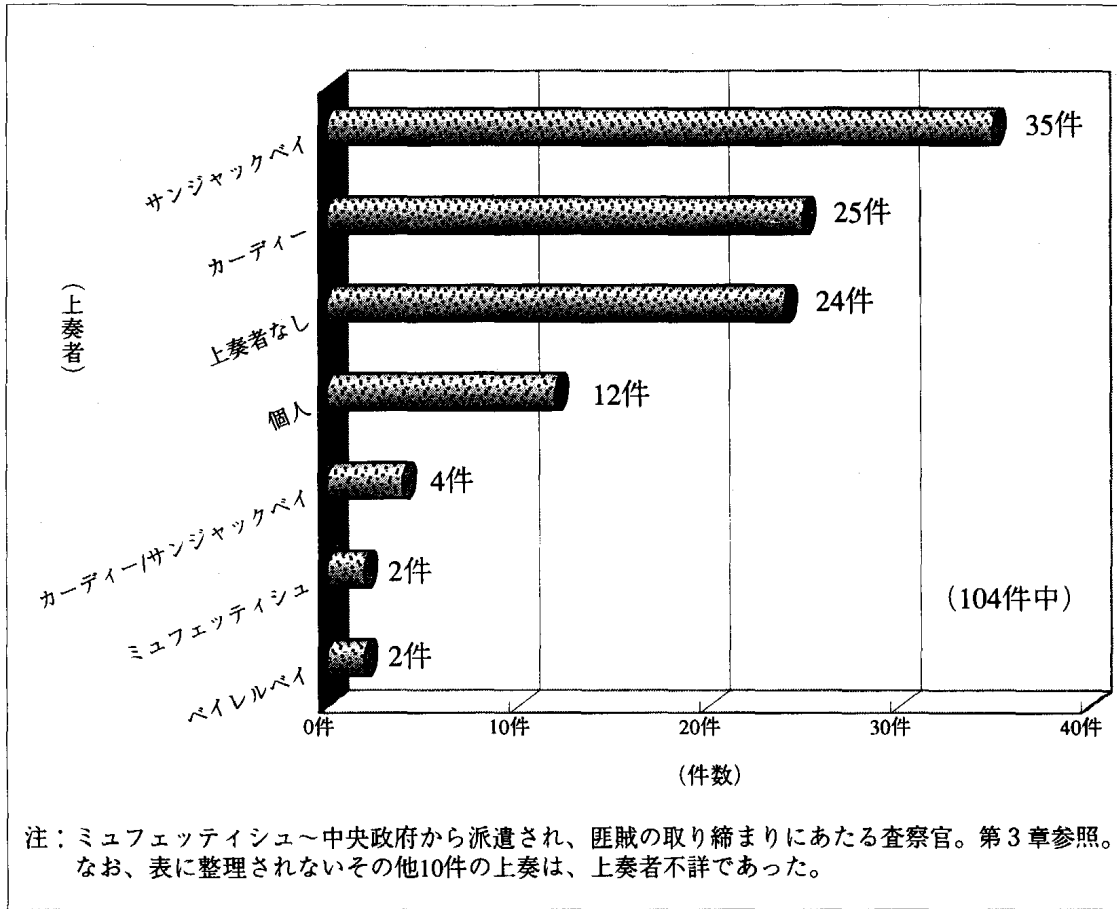
をみてみよう。「表1」に示されるように、一〇四件中六四件(六一・五%)が、サンジャックベイとカーディーによる上奏であった。このうちサンジャックベイが単独で上奏するケースが三五件(三三・七%)、カーディーのケースが二五件(二四・〇%)であり、両者がそれぞれ単独に上奏している場合が大半を占めている。本来オスマン朝の地方支配においては、カーディーが司法関係を、ベイレルベイ (beglerbeg) やサンジャックベイが警察権を含む軍事、行政関係を扱っていたと考えられている。⁽²⁰⁾つまり匪賊のかかわる事件の多くが、いずれの官職者からも単独に上奏されていたということは、これらの事件が司法の分野においても警察の分野においても、地方官の権限内で処理されうるレヴェルの問題ではなかったということの意味しよう。

では上奏によって伝えられていた情報とは、どのようなものだったのだろうか。ここでは事件の被害者と加害者(≡匪賊)について、どの程度情報が具体的に伝えられていたのかを取り上げてその傾向を明らかにしたい。まず被害者については名前、身分、立場、出身地といった情報が明記されているか否か⁽²¹⁾を基準に、匪賊については名前(あるいは通り名)、人数、出身地などに関する情報が具体的に与えられているかどうか⁽²²⁾を基準に各勅令を分類した。カーディーによる上奏の場合とサンジャックベイによる上奏の場合それぞれについて、件数と割合をまとめたところ、「表2」の結果となった。

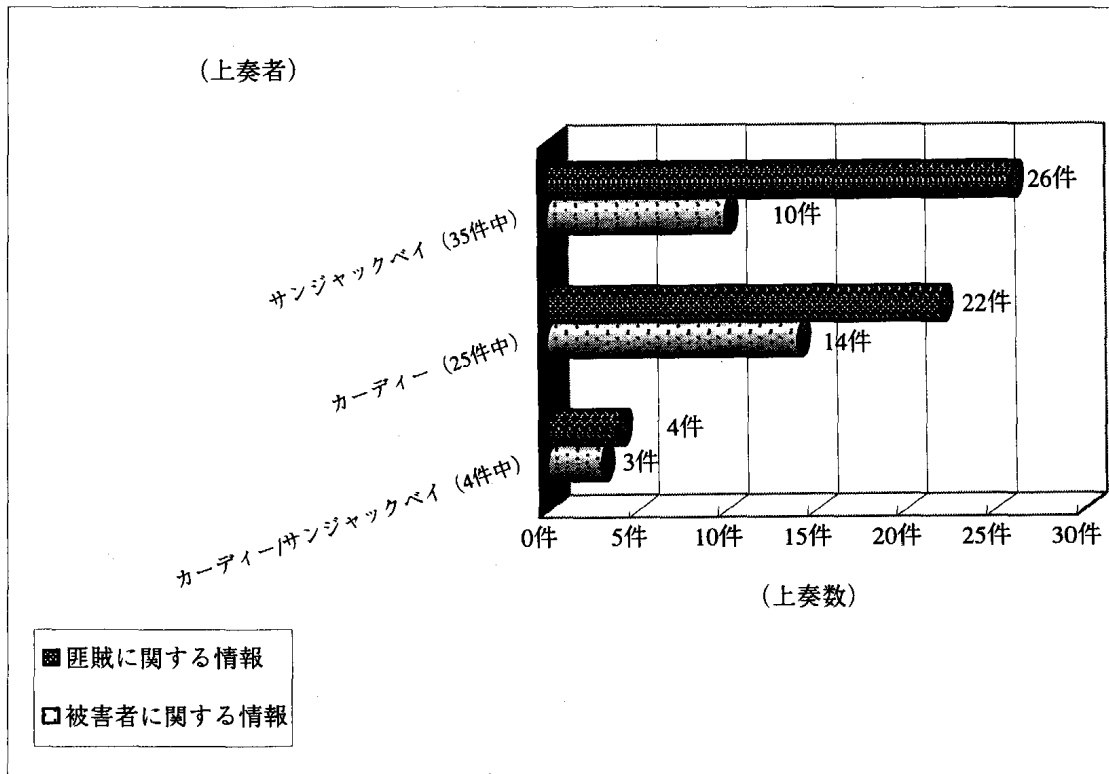
まず被害者についてみると、サンジャックベイからの上奏では具体的な情報が与えられているケースは、三五件中一〇件(二八・六%)にとどまる。またカーディーからの上奏では二五件中一四件(五六・〇%)であり比較的增加るものの、カーディーの職務が本来法廷での審議、記録であることを考えれば、半分強という割合は低いと言えるだろう。他方、加害者である匪賊については六四件中五二件(八一・三%)と、大半の上奏において具体的情報が報告されていた。このような傾向を考えると、地方官による上奏の目的は、主に匪賊についての具体的情報を中央に知らせることであったと思われる。

匪賊について知らされた情報の内容について、さらに詳しく分析してみよう。上奏時に匪賊がおかれていた状況を、「速

[表1] 上奏者一覧



[表2] 被害者と匪賊に関する情報



捕」と「未逮捕」という状況別に分類した結果が「表3」である。「逮捕」とは問題となっていない匪賊のメンバー全員がすでに逮捕されている状況を、「未逮捕」とはメンバーのうち未逮捕のものがある状況を指す。⁽²³⁾この表に示されるように、上奏者がサンジャックベイである場合三五件中三二件(九一・四%)が、カーディーである場合には二五件中二二件(八八・〇%)が、匪賊が未逮捕の状況における上奏であった。全体的には一〇四件中九六件(八四・二%)と、ほとんどの場合、上奏が行われた時点で匪賊は未逮捕の状況にあったことが明らかである。つまり上奏は、逮捕後の匪賊の処置よりもむしろ、逮捕という任務に関する指示を仰ぐために行われていたと言えよう。

これらの傾向をあわせて考えると取り締まりの発端となる上奏としては、事件を扱う地方の官職者(サンジャックベイまたはカーディー)が、主に匪賊の逮捕について指示を仰ぐために、関係する具体的な情報を中央に報告するタイプのものが多いと結論づけられるだろう。

(二) 中央政府による指示

さてこれらの上奏に対して、中央政府はどのような指示を出しているのだろうか。一〇四件の事例にみられる中央からの指示は、その内容から大きく次の四通りに分けることができる。

〔逮捕、委任逮捕、逮捕協力〕

逮捕を命ずる勅令では多くの場合、まずカーディーあるいはサンジャックベイなど、直接指示をうける地方官に逮捕が命じられる。さらにほとんどの場合、イル・エリ(民兵隊)⁽²⁴⁾やスイパーヒーといった在地の兵士たちや、匪賊の親族や共犯者、⁽²⁵⁾その他「シャリーアにより「カーディーが命じ、匪賊を」見付ける責任を負った者たち」[6:1118]へ逮捕を依頼するように、といった指示が加えられる。

〔調査、法廷審議〕

報告された事件について、さらに詳細な調査や事実確認が命じられているケースもある。例えば [5: 0141] では、カーディーを殺した匪賊たちの目的が、殺人そのものなのかそれとも強盗だったのかを法廷で審議して明らかにするように、担当のカーディーに命じられている。その他ほとんどの強奪事件に関する命令のなかで、捕らえられた匪賊について申告されている被害を法廷で調査、審議し、奪われた金品をもとの所有者に返すようにと言う指示が与えられている。⁽²⁶⁾

〔護送〕

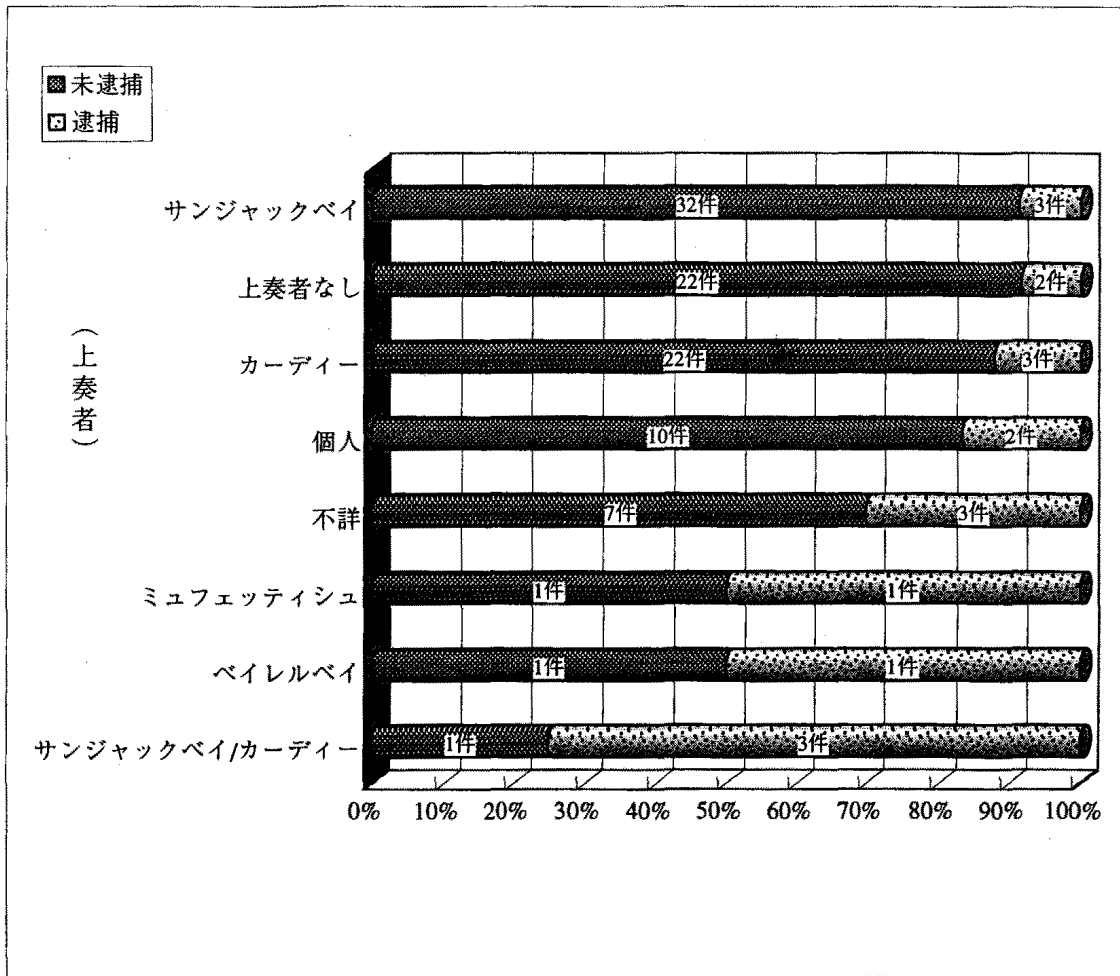
護送を命じる勅令では、ガレー船の漕ぎ手となるためにイスタンブルへ送られるといったケースが多い。この場合、護送後の犯罪者には「ガレー送りの刑 (kürek cezası)」が罰として与えられる。本来この刑はシャリーアやカーヌーンに定められたものではなく、戦艦や物資運搬船の漕ぎ手にたいする政府の需要に応じて適用される刑罰であった。⁽²⁷⁾ このため、幅広いレヴェルの罪人がこの刑の対象となっている。またイスタンブルに送られた匪賊の中には、拷問が加えられ共犯者に関する情報について問われている者もあり、中央で再調査が行われるケースもあったものと思われる [6: 1234]。このほか [5: 0176] のように、近隣の県から逃げ込んだ匪賊たちを悪事の現場となった県へ送り返すといった護送命令も発令されている。

〔処罰〕

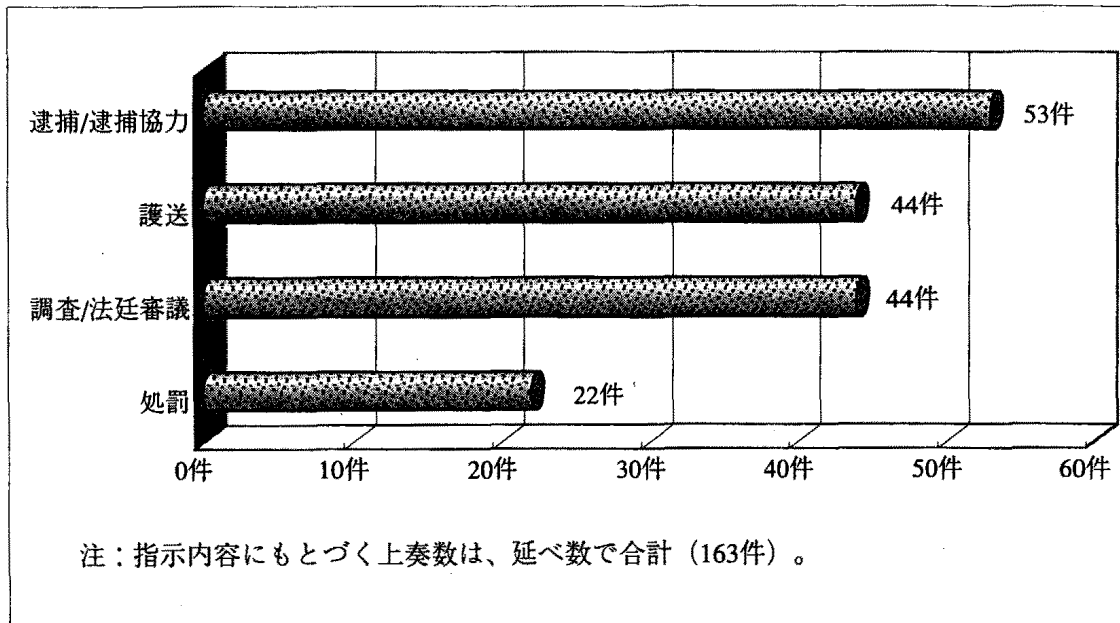
勅令を送られた地方の役人に、現地で即刻匪賊の処罰を指示するケースである。オスマン朝の「犯罪法 (Cena Kanunnâmesi)」⁽²⁸⁾ では犯罪は大きく重罪 (cürm-i galiz) とその他の罪に分けられており、重い罪を犯した者にはシャーセット (siyâset)⁽²⁹⁾ と呼ばれる死刑、あるいは重い肉体的刑罰を、その他の罪の場合にはうち懲らしや、罰金、公衆の罵倒に晒す、投獄などの刑罰を科すことが定められている。例えば [6: 0629] では、殺人の容疑で捕縛された匪賊のうち、犯行を認めなかった容疑者たちは釈放され、自白した匪賊一人のみがシャーセットに処されるように命じられている。

以上が中央の下した指示の四類型である。これらの指示は実際には、それぞれどれぐらいの頻度で適用されているのだら

[表3] 上奏時の状況



[表4] 中央からの指示内容



うか。一〇四件のアナドル州管区内あての勅令について分析したところ、「表4」の結果が得られた。ここに示されるように、中央からの指示としては「逮捕、委任逮捕、逮捕協力」が五三件と最も頻度が高く、次いで「調査、法廷審議」、「護送」の四四件、そして「処罰」の二二一件となっている。「護送」や「処罰」は事件の最終段階に関わる指示であり、「逮捕」や「調査」は取り締まりの中途過程における指示だと言えるが、勅令においてはむしろ後者のタイプの指示がより頻繁に現れている。

ではこの様に逮捕命令や調査命令と言った取り締まり過程の途中の段階で発される勅令とは、何を目的とした命令だったのだろうか。この問いに答えるにはこれらの命令が、アナドル州の誰にあてて発令されているのかを知る必要があるだろう。「表5」は中央へ事件を上奏した人物と、その報告を受けて中央が命令を送った先の人物の関係を、官職別に示したものである。表中にゴシック体で表してある数値は、上奏者と発令先が同じ人物の場合であり、一〇四件のうち二三三件（二八・九％）となっている。残る約七割の命令では、上奏された問題に対する次の処置が、上奏者とは異なる官職者に下されている。つまり多くの場合において中央政府は、事件を処理する官職として、上奏者とは別の官職者を指名しているのである。このことから、勅令発布の目的の一つが、地方で問題を処理する官職者を特定することであると指摘することができるだろう。

さて以上の分析の結果、匪賊の取り締まり策について次のような典型を示すことができる。まず事件の発生を知った地方の官職は、匪賊が未逮捕の時点で中央政府に状況を報告する。この時の上奏文によって、匪賊についての具体的情報（人数、名前、出身地）を含む事件の概要が中央政府に知らされる。そして中央ではこの情報をもとに対処方法を検討し、問題の処理にあたるべき官職者を定め、調査や逮捕などの方法について具体的に指示する勅令を発するのである。ここで注意すべき事は、こうした実際に発生した事件の処理にあたっては、中央から軍人や役人が派遣されることがほとんどないことである。アナドル州は首都イスタンブルに比較的近く、中央集権体制の完成期とも言われるスレイマン大帝期には中

中央政府の影響力が比較的大きく及んだものと思われる。それでも匪賊の取り締まりにあたって中央政府は、飽くまでも現地もしくは周囲に駐在しているいずれかの官職者に問題を処理するよう命じているのである。

第二章 地方における取り締まりの実態

アナドル州から上奏された一〇四件の勅令において扱われた匪賊の行為は、「表6」のようである。ここに示されるように強盗が五二件と、匪賊による行為の半数近くを占め、次いで二六件と殺人が多い。ただし殺人のうち一八件は強盗と一緒に行われており、結局匪賊による犯罪の六割以上(六一・四%)は路上での追い剥ぎや、家屋への押し込みといった物取り、つまり強盗であったことが分かる。このような匪賊の犯行に対し、中央から勅令を受けた地方の役人たちは、調査や逮捕、処罰などの一連の作業をどの様に行っていたのだろうか。本章では匪賊対策の実態を明らかにするため、より詳細に事例の内容を見ていこう。

(一) 調査・逮捕・処罰

一、調査

まず事件を起こした匪賊の調査が、どこで行われていたかについて考えてみたい。この問題に関しては当時、カラマン州とアナドル州一帯で活動した匪賊テンカタ・ピーリーの一件が、興味深い情報を与えてくれる。ピーリーは一度追い剥ぎの犯人として上奏されたことがある [6: 1042] ほか、カラマン州のベイレルベイによって「テンカタ・ピーリーとして知られるものは、匪賊 (hirsuz u harâm-zâde) である」 [6: 1254] と認識されるほどの大匪賊であった。さらにトゥルグッド郡⁽³⁰⁾のナイーブも、ピーリーの悪事を記録した法廷文書の写し (sûret-i sicil) を上奏しており、中央からはピーリーを

[表5] 上奏者と発令先

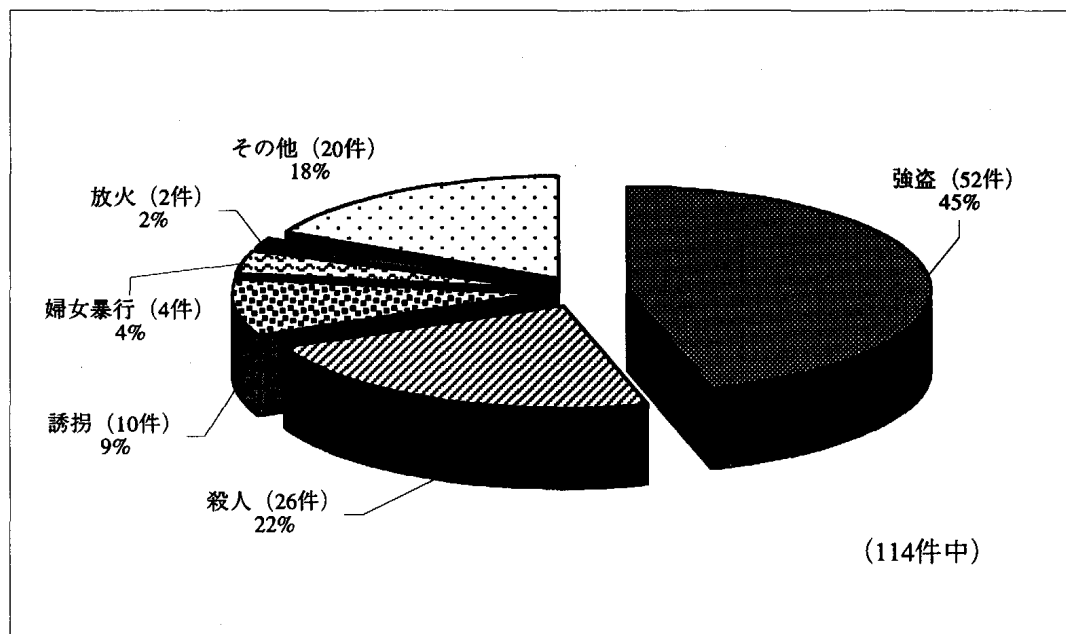
上奏者\発令先	サンジャックベイ	カーディー	サンジャックベイ/ カーディー	バイレルベイ	バイレルベイ/ カーディー	ララ	ミュフェッテイ シュ	合計
サンジャックベイ	13	3	10	0	2	0	0	28
カーディー	2	15	14	1	0	0	0	32
サンジャックベイ/ カーディー	0	1	2	0	0	1	0	4
ナーイブ	0	2	0	0	2	0	0	4
バイレルベイ	0	0	0	1	1	0	0	2
ララ	0	0	1	0	0	1	0	2
ミュフェッテイ シュ	0	0	3	0	0	0	1	4
個人	2	1	5	0	0	0	0	8
上奏者なし	5	2	6	1	0	0	0	14
不詳	6	2	1	0	0	1	1	11
合計	28	26	42	3	5	3	2	109

注：ララ～王子の養育係。執政面においても実質的権限を持っていた。

ナーイブ～法官代理。カーディーの代理人として各地に派遣された。

なお、本表で整理されない例外的なケースが5件あった。

[表6] 匪賊の行為



ガレー送りに処すようにとの命令が下されていた。しかしその後捕らわれ、イスタンブルに護送されたピーリーは、この処置に対して次のように異議を申し立てた。

俺はセフェリヒサル郡(31)に住んでいるのに、「カラマン州のベイレルベイは」自分のことを他の土地で取り調べさせ、先のナーイブ「トウルグッド・ナーイブ」に、事実と反する事柄を記録させた。[6: 1254]

彼は居住地域を所轄する役人以外の者に取り調べられたことについて、不満を述べているのである。中央政府はこの申し立てを考慮し、結局彼をアナドル州ベイレルベイとアンカラ郡カーデー、セフェルヒサル郡カーデーのもとに送り返し、「適切な所で正義に則って調査」[6: 1254]するように改めて命じた。つまり調査は匪賊と関係の深い地域を所轄する官職者が、その地域で行うことがより望ましいと考えられたのである。

それでは何故匪賊は、関係の深い地域で取り調べられる必要があったのだろうか。この点を明らかにするには、匪賊調査の方法をより詳しく見なければならぬだろう。当時の調査を命ずる勅令では、「匪賊の」悪事と不正について地域民衆が知らせるところに従って」[6: 0636]捕らえるようにと指示されていることが多く、匪賊の取り締まりにおいては地域民衆がよせる情報が重要な意味を持っていたものと考えられる。

では調査の際に地域民衆たちのもたらす情報、証言は、実際にはどのように扱われていたのだろうか。[5: 0241]では、匪賊の逮捕の前と後に住民が証言を行う状況が具体的に描写されている。まずブルサ県サンジャックベイの上奏によると、この地域ではある匪賊について、次のような訴えがあった。

コタン郡に属するドウル・アクジュ村出身のユースフ・ビン・ヒンメトはジャラーフ・オウルとして知られている。ある婦人の夫を殺したとして訴えられたが、証明されていない。また「人々は」ムスタファ・ビン・クタール、ムスタファ・ビン・ルトフィーという者たちが悪事である有名であることを知らせてきており、「匪賊たちは」投獄された。[5:

この報告を受けた中央政府は、サンジャックベイに対し次のような確認をおこなった。

こうした者たち「匪賊たち」について悪事や人殺し、賊行為などの情報をもたらした者たちは信頼に足る者なのか。どういった人物なのか。「匪賊たちの」仕業とされた物事のうちいくつかを、彼ら「匪賊たち」の前で確認することはできるのか。[5: 0241]

中央政府は、匪賊を告発した証言の信憑性を確かめる必要があると言っているのである。しかしサンジャックベイの報告によると、実際には被害者である人々の態度は次のようであった。

前述の者たち「捕らえられている匪賊たち」の仕業とされる問題の多くについて、シャリーアに則って証言し、確認できる者はおらず、「人々は」密かに「匪賊の」悪事を告げに来るのである。彼らになぜ多くの悪事について証言しないのだと尋ねると、「匪賊たちの」手下は大勢いるんだ。俺たちは恐いんだよ、家に火をつけられることが」と言った。[5: 0241]

このように人々は匪賊の報復を恐れており、証言をする者はなかなか現れなかった。しかし最終的には事件は次のような形で解決に向かったのである。

信頼できる者たちのうち三人の神秘主義修業者 (*du'aci*) たちが「匪賊たちの悪事の」状況を知らせてきた。これに従って、「アルサ県サンジャックベイは中央に」書いて送った。「しかし」その他の者たちは恐れており、こうしたこと「出廷して証言すること」ができないので、事実について書簡を出してきた。さらにこの村のタイムール・ハーンと言った名前の勇敢な男の知らせにより、ある人物が家を襲い息子を誘拐した「事が分かった」。[5: 0241]

つまり証言をしたのは、一部の勇敢な者、あるいは責任感のある者たちであり、その他の人々は書簡によって証言するしかなかった。この事例からは、匪賊の逮捕やその後の取り調べにおいては証言が大きな鍵であること、そしてこのことが中央政府のみならず、地域住人や匪賊の間でも共通の認識であったことが明らかである。⁽³²⁾ そのため匪賊の調査は、彼らの

関係する地域によって行われることが望ましいとされていたのである。

二、逮捕

地方の現場において匪賊がどうやって逮捕されたかについては、勅令であるMIDの記録からはほとんど知ることができない。しかしオスマン朝のカーヌーンナーメ（法令集）に含まれる刑罰に関する法からは、この問題に関して一定の情報を得ることができる。法令ではまず窃盗や強盗などの罪を犯した者が逃亡した場合には、「関係者たちへ命じ、見付けさせるように⁽³⁴⁾」と指示されている。さらにこの「関係者」について、次のように定義される。

ある者へ容疑をかけて見つけられなければ、「その人物を」彼の息子、あるいは兄弟、親戚、仲間、保証人たち、あるいは村のもの、彼の街区の人々、もしくは「容疑者本人が」誰かの家にいる場合には彼（家の主）に委ねて、見付けさせるように。そして追跡者に引き渡させるように。⁽³⁵⁾

つまりサンジャックベイやカーデイーの派遣した公的な「追跡者」が犯人を逮捕できない時には、肉親や同郷者など匪賊に近い「関係者」がその責任を負うよう明記されているのである。このように刑罰法上、サンジャックベイなどの手から逃れた匪賊の逮捕は、匪賊の「関係者」に委ねられることが原則とされていた。⁽³⁶⁾

こうした原則は実際の命令にも適用されている。[6:0567]はカレスイ県で行われた匪賊査察の事後処理について命じた勅令である。これによると同県で先に行われた査察では一部の匪賊が査察官の追手から逃げ延びた。この報告を受けた政府は、まず逃亡中の匪賊たちの名前、出身郡と村の名前を具体的に挙げ、続いて同県を所轄するサンジャックベイとカーデイーたちに次のように指示している。

我が聖なる勅令が届いたらこの命令を誰にも見せず、常時前述の者たち「匪賊たち」を、村人たちそれぞれの事情にに応じてこっそりと調べさせて探し、その土地に来た者たち「匪賊たち」を慎重なやり方で捕らえて縛りあげ、悪事や匪賊であることがシャリーアに則って確認された者たちについて記録し、その写しとともに道中の守りに十分な

人数の有能な部下をつけて、我が聖なるご門へ護送するように。[6: 0567]

このように中央政府は査察官が捕らえられなかった匪賊たちの逮捕に際し、匪賊の出身村の村人の手を借りるように指示したのである。

三、処罰

逮捕された匪賊は、当然処罰の対象となる。処罰については刑罰法の中で、次のように定められている。

ある県で窃盗、犯罪を犯し、「犯人が」逃げて他の県へ行った時には、追手を送るように。彼ら「³⁷追手」につれてこさせるように。もし県の住人 (halk) から逃れ、他の県へ行ったなら、犯罪を犯した県で処罰されるように。

ここで注目される点は、匪賊が活動を行っていたその地域で罰される必要があるとされていることである。実際にこの規定に沿った命令が、カスタモヌ県で活動していたある匪賊の捕縛について、周辺の諸県のベイ宛てに送られていた。

前述の者「³⁸カスタモヌ県サンジャックベイ」が、お前の任地で悪事をする匪賊とその他スフテ (学生) の名をかたっている匪賊のうち、「カスタモヌ県から」逃亡してお前の任地に至って入りこんだ者たち「³⁹の引き渡し」を要求したら、決して躊躇することなく、慎重な処置と対処を行い、充分なだけの兵を送り、捕縛し、事件のあった場所「⁴⁰カスタモヌ県」へ護送するよう……[5: 0176]

匪賊がその活動地で罰されるべきであると言う刑罰法上の原則は、実際に生きていたのである。ではこうした処罰の現地主義には、どういった意図があったのだろうか。その答えは恐らく、この命令のなかで続いて述べられるように、「匪賊が必要に応じて処罰されて、その他の者たちへの見せしめとなる」[5: 0176] ことであつたのだろう。つまり中央政府は捕縛された匪賊をその活動地で処罰することにより、地域に潜伏しているその他の匪賊や地域の住人を牽制することをねらっていたと思われる。

この様に本項においては匪賊の調査、逮捕、処罰の実施状況について分析してきた。その結果いずれの局面においても

中央政府のとった対応策は、匪賊と地域の住人との密接な関係を前提とし、それを利用しようとするものであったことが確認された。

(二) 匪賊と地方住民

それでは実際に匪賊と住人との関係は、どの様であったのだろうか。もちろん匪賊はほとんどの上奏文において、単なる犯罪者、秩序の破壊者など一方的な加害者として描かれている。しかし同じ地域に生活する匪賊と住人との繋がりには、より複雑なものであったはずである。ここではこの問題について手がかりを含むいくつかの事例をもとに、両者の関係を考察していきたい。

一、逮捕協力

匪賊の逮捕が、住人自身の手にならねることが多かったことはすでに見たとおりである。ここでは同じ問題を、住人の視点から捉えなおしてみたい。

まず [6:0914] では、ハミデイリ県の匪賊について、サンジャックベイとカーデーから次のような悪行の数々が報告された。

テケ・カラヒサールのカラオズリュとキヤーフィルベイリュ集団は、夏の間アラスン郡から夏営地へ出かけ、絶えず道を襲撃し、押し入りを働き、隊商や家々を襲い、匪賊行為を行い、アラスン郡の人々の家を襲い、畑を荒し回り、馬やロバを奪い、悪さをしているため、シャリーア「法廷」に召喚されたがこれに従わず、争いを始め、数名の者たちを傷つけ、悪事の限りをつくしている……[6:0914]

こうした悪事を繰り返す匪賊たちについて住人たちは「前述の集団は、武装したアラブから成っている」[6:0914]と情報を寄せた。しかしこの件について中央政府の命令のもと捕縛に向かった在地のベイレルベイやカーデーは、匪賊を捕ら

えることができなかった。そこでさらに住人たちは「その地域に近い場所にいることを知らせ」[6:0914]、その結果中央政府からは逮捕の指揮官としてララ（王子の養育係）の出動が命じられたのである。この例では多大な被害にあった住人たちが、匪賊に関する情報提供を積極的に言い逮捕に協力している。

このほか住人が匪賊の処罰にわざわざ要望を寄せているケースもある。[6:0243]によると、イスタンブル対岸に位置するウスキュダル郡では七人の匪賊たちが逮捕され、イスタンブルに護送された。しかしこの処置について、この匪賊たちの被害を受けていた同郡の住人たちは「先の者たち」「匪賊たち」が事件を起こした場所で処罰 (*siyaset*) されること」[6:0243] を要求したのである。これに対して中央政府は、次のように応じた。

七名の者たちには、その土地「匪賊本来の活動地」で処罰されるよう命じられる。三名の者は「イスタンブルで」投獄されているのでお前「コジャイリ県サンジャックベイ」のもとに送り返された。以下、命ずる。その他四名の者たちはどういった者たちなのか。名前は何か。お前の上奏では明記されていなかったので送り返されなかった。すでにその悪事を報告してきた四名についても、それが誰であれ記録の写しを送り、名前を記し知らせるように。そうして我が聖なるご門にいる犯罪者たちの中から分かって、現地で処罰されるように送り返されるように。[6:0243] このようにすでにイスタンブルに護送されている匪賊について、被害者である住人たちは地元での処罰を望んで返還を求め、中央政府もまたこの要望を受け入れたのである。

二、保証人

さらに匪賊と地域住人を結びつける典型的な形態の一つとして、保証人の制度をとりあげなくてはならない。保証人 (*kefil*) とは、刑罰の執行を待っている者や証拠不十分で釈放される者などの身柄に責任をもつ人物である。彼らはその責任において、法廷から請求のあったときには当人を出廷させねばならず、もし逃亡すれば必ず見つけださなくてはならなかった。⁽³⁸⁾

具体的には保証のパターンとしては、匪賊の保証をその父親が請け負うケース [5: 0383]、羊飼 (çoban) や日雇い労働者 (irgâd) を雇用主が請け負うケース [6: 0655]、ある匪賊団の頭目をスイパーヒー (封土保有騎兵³⁹) が請け負うケース [6: 0079] などがある。このほかある匪賊が投獄中に病気になって仮釈放される際、二〇人の保証人がつけられたという記録もあり [6: 1312]⁴⁰、被保証者の社会的立場や悪事の程度に応じて、保証人の人数や立場が決定されていたことが推察される。

実際の保証人の働きとしては、その一例を [5: 0384] に見ることができると押し込み強盗と殺人を犯した匪賊をサンジャックベイが連行しようとする時、カーデーイがこれに抗議している。なぜなら「物証が確認されず、保証人もいる者 (kefillü adam) を捕縛することや、「彼を」他の郡へつれていくことは法に反する」 [5: 0384] からであるという。同様に [6: 0629] では、殺人事件の容疑を受けた前科者たち (töhmət-i sabkaları) に物証がなかったために、保証人がつけられたうえで釈放されている。このように保証人がいれば、事情がはっきりしないうちは前科者や自白を行った匪賊であっても釈放されえたのである。保証人は、匪賊、あるいは匪賊の嫌疑を受けているものにとって極めて重要な生命線であったと言える。

三、支持や共犯

最後に、匪賊が地域の住人たちの支持を得ているケースも決して少なくないことに注目したい。例えば、アナドル州の東端チャンクル県と、隣接するカラマン州のチョルム県の境界地域で追い剥ぎを繰り返していた匪賊集団のケースがあげられる。取り締まりに乗り出したチョルム県サンジャックベイの報告によると、状況は次の通りであった。

チャンクル県のカル村、オルタルジャ村の村人とチョルム県のチュクルル村の村人たちが匪賊の郎党であり、「さらに」チョルム県のスイパーヒーたちのうち三名が馬と武器を与え、「匪賊たちの」仲間となっているため、悪さや悪事は増大し…… [6: 1465]

そこでサンジャックベイは「郎党」たちを取り調べた。しかし村の者たちは「スイパーヒーたちを後ろ盾にし、いざとなったら『俺たちは恐くて、それで馬や糧食を与えていたんだ』」[6: 1465]と弁解した。それでもサンジャックベイは、「村人たちが」本当の郎党であり匪賊に協力していることは確かである」[6: 1465]と判断し、この村人たちを逮捕したのである。この一例からは、スイパーヒーを筆頭に、少なからずの村人が匪賊に荷担していた状況を伺うことができるだろう。もう一つの事例はチャンクル県に隣接するボル県東部のチャア郡とゲレデ郡で起こった事件である。匪賊の取り締まりに携わっているボル県のサンジャックベイの報告によると、この地域の匪賊は、次のようにして生業を立てていた者たちであった。

数名の匪賊がおり悪事の数々をやめず、この地域から略奪した羊や家畜を六ヶ月集めてカラマン地域に「もって」行き、そこで共犯者に渡した。彼ら「匪賊自身」もまた「盗品を」馬や家畜、その他の品々と交換し、この地域に持ってきて売却してゐる。[5: 0531]

こうした略奪を継続的に行う匪賊集団に対し、地元の人々は次の様な対応を示していた。

民衆たちは略奪や恩知らずな行為を証言する際になると、「仕返しを恐いぞ」と「証言しないことを」誓い合っている。

「ボル県サンジャックベイは」何度もこの地域にいるスイパーヒーたちや民兵隊に「逮捕を依頼する」書簡を送ったが、威嚇されたり無視されたりと、どうあっても捕らえようとする気配はなかった。[5: 0531]

匪賊の被害にあっている地元の民衆や、地域の治安維持が職務の一部であるはずのスイパーヒーや民兵隊すら、サンジャックベイの逮捕に協力しようとしないのである。そこでサンジャックベイは自ら匪賊の家を包囲し、逮捕に乗り出した。するとそこでは数名の匪賊が事前に手入れがあることを知って隠れており、「仲間がいて、手入れがあると」知らせが来た」[5: 0531]と、述べたのである。これらの状況からは、匪賊たちが少なからず地元の人々による指示や援助を得ている様子が推察される。さてこうしてようやく匪賊を逮捕することができたサンジャックベイであるが、自分の管区にはまだ

多くの匪賊がいると言う。

ボル県では、スイパーヒーから逸脱した者からなる匪賊が、勢力を増している。これらの者たちは家や家族のところ
で他の者たちのように農業を営み、その土地の民衆とともに狩りや家々の行き来や、集まりに加わり、人付き合いか
ら除かれていない。「民衆にしてみれば」どうにかすれば「匪賊を」捕らえたり、あるいは捕らえさせたりできるのだ
から、知らない振りをする者たちは「匪賊の」仲間であるに違いない。[5:0531]

この様に報告によれば、匪賊たちは決して地縁関係を断ち切った流浪者、あぶれ者ではなく、地域社会の一員として活動
を続けており、匪賊の逮捕に非協力的な民衆たちもその仲間だとみなされるのである。これに対し中央政府は匪賊の逮捕
を命じた後、匪賊を助けている疑いのある者たちについても調査し、上奏するように命じた。

以上見てきた二つの事例では、匪賊たちは明らかに地域社会にとけ込んだ生活をしてきた。実際には官職者による上奏
の中で、地域住人と匪賊との協力関係が報告されている例はごくわずかである。しかしここに挙げた例外的ないくつかの
事例は、公文書の中で悪く描かれがちな匪賊たちが、実は地域において住人とより複雑な関係にあったことを推察させる
ものである。

以上本項では、地域住人が匪賊の行為を支援するケースや逆に逮捕に協力するケースなど、両者の多様な関係を見てき
た。匪賊の中には住人と不満や欲求をともにする義賊的な者もいたかもしれないし、逆に住人たちを苦しめる残虐な者も
多くいたであろう。しかしいずれにしても地域住人は、保証人、共犯者、あるいは敵対者など多様な形で匪賊と密接にか
わり合っていたのである。本章の前半で確認されたような、地域社会と匪賊との密接な関係を前提として適用されてい
た中央政府の匪賊対策は、こうした実態を踏まえたうえで用いられていた方策であったと言えるだろう。

第三章 匪賊に対する査察

これまでのところ本稿では、ある特定の事件について地方官が上奏を行い、これにたいして中央政府から指示が下るといったパターンの取り締まり方法を検証してきた。しかし、オスマン朝の匪賊対策においては、もう一つ別のタイプの重要な方策があった。「匪賊査察 (meñayif tefişi)」と呼ばれる、一種の査察制度である。⁽⁴¹⁾ 本章ではこの査察制度について検証を加え、取り締まり策の全体像を明らかにしていく。⁽⁴²⁾

(一) 査察の概要

ウズンチャルシユル (Ismail Hakki Uzunçarşılı) によると、匪賊査察に関する命令は一六世紀の中頃 (MD5-7) に多く見られ、同世紀の末頃まで頻繁に行われていた。⁽⁴³⁾ 匪賊査察についてはこれまでアクダーがジェラーリー諸反乱研究の一環として、またヘイド (Uriel Heyd) が刑法法研究の中で、制度的な説明を行っている。また近年ではユルマズ (Fikret Yılmaz) が一人の査察官を事例に、査察の実態面を取り上げた。⁽⁴⁴⁾ とはいえ今だ査察官の任務や権限、調査方法などについては不明な点も多い。⁽⁴⁵⁾ そのため本稿ではまず具体的な状況をもとに、査察の機能面について整理することにした。

匪賊査察は、必要が生じた際に中央政府が任命する特務査察官たちによって執り行われた。一般に査察団はベイレルベイあるいはサンジャックベイと、カーデーイと言う組み合わせで編成された。⁽⁴⁶⁾ ユルマズは、査察官に任命されるカーデーイは査察対象地以外の地域のカーデーイでなければならなかったと述べている。⁽⁴⁷⁾ しかし例えば [5: 0290] では、ボル県のサンジャックベイと同県内チャア郡のカーデーイにボル県の査察が、[6: 0618] ではカラマン州内ベイシエヒル県のサンジャックベイと、同県内セイデイシエヒル郡の前任カーデーイにカラマン州の査察が命じられるなど、査察現場に直接関係

のある官職者が選出される場合も少なくない。

いずれにせよ匪賊探査には中央政府から直接任命された査察官があつたが、実際の取り締まりにおいては多くの地方官の協力が必要であつた。例えば [6:0131] では、コジャイリ県の査察後、その地域のサンジャックベイと、同県内のギョイニユック郡のカーデーへ、次のような命令が下されている。

匪賊が我が聖なる命令によつて査察されたところ、うち数名が隠れて捕らえられなかつたと報告された。そのように隠れた匪賊が査察の後に地域に戻ってきたら、捕らえられてシャリーアによつて処罰しなければならず…匪賊を捕らえることをお前に命じ… [6:0131]

つまり査察の間に逃れた匪賊たちは再び土地に戻つてくることが予想されるため、査察後も継続して彼らをとりしまるよ^うに、地域を所轄する官職者たちに命じられているのである。この様に匪賊探査は中央政府から特別に権限を委ねられた査察官たちと、地方の事情に詳しい多くの官職者との共同作業によつて行われる、より徹底した調査であつた。

(二) 査察官の職務

続いて具体的に査察官の活動をとりあげ、その職務の内容を見てみよう。とりあげるのは、カラマン州の匪賊査察官に任ぜられたベイシエヒル県サンジャックベイ、ベイシエヒル郡カーデー、セイデイシエフリ郡カーデーの活動である。この三名の役人たちが査察官の職に就いていた期間は明らかではないが、少なくとも一五六四年九月から一五六六年一月までの一年三ヶ月間、カラマン州内の匪賊査察にあつていたことは確かである。⁽⁴⁸⁾ この間に彼らがあつた事件と職務は次の通りである。

まず査察官たちは、三名のスイパーヒーを含む一〇名の匪賊たちがおこした襲撃事件について調査を行い、中央に報告している [6:0145]。報告の中では襲撃者の名前と、取り調べの結果明らかとなつた襲撃の背景が述べられた。この上奏に

対し中央政府は、「地域住人のうち、公平無私なムスリムたちから聴取し、台帳にも目を通して調べるように」と指示し、殺人を行ったことが明らかとなったら「シャリーアに準じてその場で報復 (ISS)」を実施するように命じている。

続いて [6: 0400] によれば、査察官のうちのサンジャックベイが、査察で捕らえ損ねた匪賊たちについて「住んでいる場所と評判 (ishtar) を、ムスリムたちが知らせるところに従い「匪賊の」名前とともに記帳し [6: 0400]」、上奏した。中央政府はこれを受け、まず査察官たちに対し、記録に基づいて逮捕を続行するように命じた。さらに、この匪賊たちの追跡逮捕に関しては、別途、地方官にも指示が下されている。 [6: 0415] によると、査察官が作成した匪賊の名前、所在地、記録の写しがカラマン州ベイレルベイとコンヤ郡カーデーに送られ、それに基づいて逮捕に向かうように命令されている。

また [6: 0604] では、査察官たちは投獄中の匪賊たち「||ボズクルル・オウルラル」の悪事を記録し、その写しを中央へ送るように命じられた。そこで査察官のうちのもとセイデイシエフリ郡カーデーは、この匪賊たちについて次のように記録し、報告した。

そうした者たち「||匪賊たち」は度々抵抗し、聖なる法廷へ召喚されても法廷役人に従わないためにその悪事を記録することができない。前述の者たち「||匪賊たち」の悪事のためにほとんどの農民が貧窮し、寄る辺もなく故地を捨てる (terk-i diyâr) ことは避けられなく。 [6: 0604]

さらに査察官は別の三名の匪賊たちの名前と悪事を書き記して上奏し、中央政府からは匪賊たちの逮捕と取り調べが命じられた。

最後に [5: 0745] では、査察の間に検挙された匪賊について報告された。この匪賊は同じ査察官が、以前匪賊査察の職にあつてアクシエヒル県の査察をしていたとき、その悪事により有名であったアフメッドという人物である。今回、査察官たちは古い記録を調べ、この匪賊が「台帳 (||法廷文書) においても大変名が通っており、偽証、悪事とともに記され

ている」ことを確認する。またさらに王子セリムの奴隷を殺害し、逃亡したという前科も報告されていた。最終的に査察官によるこの上奏を受け、中央政府はアフメッドの処罰命令を出している。

以上が MD 5 と 6 に見られる一年三ヶ月間のカラマン州の匪賊査察官たちの任務である。これらをまとめると、第一章で見たような一般のサンジャックベイやカーデーと最も異なる査察官の職務として、次の点が注目されるだろう。まず取り扱う事件のレヴェルとして、地方官では処理しきれないほどに凶悪化、あるいは人数的に増加した匪賊たちの取り締まりにとりくんでいる点 [5: 0745] [6: 0604]、そして特定の犯罪者がいない状況において匪賊（あるいは潜在的匪賊）を探り出し、検挙している点 [6: 0400] である。特に後者の特徴は、ある特定の事件の発生をもって匪賊たちの取り締まりを開始する一般の地方官たちと、査察官との職権を分かつ大きな特徴である。

次に査察の際の匪賊検挙の方法について、比較的詳しい指示が出されている例を見てみよう。まず [6: 0404] では、はじめにブルサ県のサンジャックベイ自らが、自分を査察官へ任命するよう中央政府へ要求した。そしてこれに応える形で、このサンジャックベイとブルサ県内のカーデーたちを査察官とする匪賊査察の実施が命じられた。この勅令によれば、中央政府は次のように査察の方法を指示している。

賊行為によって有名であり、悪事を働く者たちを慎重な処置によって捕らえ、隠れている者たちを見つけたすように
郎党たちや、シャリーアとカーヌーンで見付ける責任のある全ての者たちに命じて見付けさせ、連れてこさせ……[6:
0404]

この様に、領域内で匪賊として名を馳せる者たちの逮捕と取り調べが命じられたほか、「前科があることが確認され、暴虐が自明である者たち」[6: 0404] もまた、検挙の対象とされていたのである。

また [5: 0355] では、派遣された査察官たちが現地に到着する前に、地元のカーデーたちへ次のような指示が下されている。

お前たち「IIカーデーたち」それぞれの管轄域で、悪事でもって名を馳せ、悪行で知られる者たちを、有能な保証人たちへ引き渡し、隠れさせないように。[5: 0355]

こうした二つの命令を見ると査察の際の匪賊検挙は、当該地域で匪賊として知られているかどうかの一つの手がかりとなっているようである。ここでは刑罰法の「匪賊 (ehl-i fessd) に関する条項⁽⁴⁹⁾」で述べられる次のような原則が、そのまま適応されていると言えるだろう。

ある人物が匪賊であり、常に悪事に携わり、人々が彼に対し、「我々はこのものを良いと思えない」と言えば、カーデーとスバシユはそこから手を引くように。手に処罰の権限と法を託された者が、処罰するように⁽⁵⁰⁾。

この様に査察における逮捕や処罰においてもまた、地域住人の匪賊に対する評価が大きな意味を持っていたのである。

以上本章では、匪賊取り締まりのより専門的な手段である匪賊査察について検討してきた。それによれば査察官に任命されたサンジャックベイやカーデーは、任地における通常の職務に加え、隣接するより広い地域での匪賊対策に責任を負う特務を帯びた。彼らの職務内容には、特に凶悪化した匪賊を取り締まる任務ばかりではなく、まだ犯罪が起っていない状況において匪賊を探索し、検挙するという任務が含まれていた。そしてこの匪賊の検挙においても、当該地域で匪賊として知られているかどうかという点が逮捕の際の重要な基準とされていたのである。

おわりに

本稿では、スレイマン大帝統治下のアナトリアにおける匪賊の姿を包括的かつ具体的に捉えることを目的に、主にアナトリア州における取り締まり策を分析した。まず第一章では、地方で起こった匪賊に関する事件が上奏されてから中央政府の勅令が下るまでの状況を分析した。そして上奏では主に逃亡中の匪賊の情報を報告することが、中央政府の勅令では

事件の処理を行う地方官を任命することがその主な目的の一つであることが明らかになった。また第二章では調査、逮捕、処罰といった取り締まりの各局面について具体的な事例を検討し、いずれの場合にも地方の住人が匪賊逮捕の作業に多様な形で関わっている様子を見ることができた。中央政府による匪賊対策は、地方社会における匪賊と地方住人との密接な関係を反映したものであったと考えられる。そして中央政府のこの様な地方の現状に対する認識と対応方法は、匪賊査察においても同様に観察されることが、第三章において確認された。これらの考察の結果、中央政府の権限が地方にも強く及んだと思われるスレイマン大帝期においても、地方における匪賊たちの扱いは、地方官職者や住人たちにかかなりの程度委ねられていたことが判明したのである。

この様に本稿では中央政府の取りしまり策を手がかりに、地域における匪賊のあり方を明らかにしてきた。しかし本稿での考察は飽くまでも中央政府が作成した勅令のみをもとに行われているため、その情報内容に偏りがあることは否めない。また同じオスマン朝の領内と言っても、イスタンブルからの距離やその他の地理的、歴史的条件に応じて匪賊対策には地域差があったはずであり、本稿で得られた検討結果は必ずしも普遍的な状況とはいえないのかもしれない。しかしアナトリア州で見られた現象は、少なくとも地域における匪賊のあり方の一典型を示し、その他の地域における状況を知るための手がかりとなりうるだろう。

以上、本稿で示されたような地方における匪賊のあり方は、カスタモヌ県の匪賊グループに属する古参のナイーブの言葉に集約されているのかもしれない。彼は次のように述べ、自分たちの立場を主張したのである。

「軍人やカーデーイたちはこの地方の住人ではない。我々こそが日頃ここに住む者なのだ (dâim mukimlerüz)」 [5: 0182]°

注

- (1) Arisoy, M. Sunullah (1985), *Türk Halk Şiiri Antolojisi*, Ankara, 80-86, 105-116, 233-240. また、一九五五―八六年にトルコの新聞に連載されたヤシャール・ケマル (Yaşar Kemal) の大河小説『やせつぼちメメッド (İnce Memed)』は、不正を憎む余りに匪賊となったメメッドを主人公とする。この小説は貧しい地域でもたくましく生きる農民たちの世界をリアルに描いた作品として高く評価され、トルコをはじめ世界の多くの人々に読まれている。Cf. 加納弘勝 (1991) 「トルコにおける山賊 (義賊) と英雄と聖者」『中東の民衆と社会意識』アジア経済研究所, 127-146.
- (2) Boratav, Pertev Nâilî (1967), “Kör-Oğlu”, in *İslâm Ansiklopedisi*, VI, 2nd ed., Istanbul, 908-914; id. (1978, 3rd ed.), *Türk Halk Edebiyatı*, Istanbul, 60-62.
- (3) エヴリヤ・チェレビ (Evliya Çelebi) 一六一一―八四年。一七世紀オスマン朝の旅行家で、長年にわたりアナトリアや中部ヨーロッパなどを旅行しその見聞を旅行記にまとめた。本書は、当時のオスマン朝や周辺地域の地理・社会・産業・風俗に関する情報を提供する貴重な史料となっている。
- (4) Boratav (1967), 913.
- (5) Orhonlu, Cengiz (1990, 2nd pub.), *Osmanlı İmparatorluğunda Derbend Teşkilâtı*, Istanbul.
- (6) Faroqhi, Suraiya (1993 a), “Räuber, Rebellen und

- Obrigkeit im Osmanischen Anatolien”, *Periplus*, 3, 31-46.
- (7) ジェザルによると *levend* という言葉は、海の場合は海賊、屈強な海の男を指し、陸の場合は「土地を捨て、故郷を離れ、流れ者のようにうろつき、そのために日々の糧を力づくで、横暴な方法で手にしていた人々」を指す。また離農民 (*çift bozan reaya*)、無職者・失業者 (*işsiz güçsüz insan*)、匪賊 (*eşkiya*)、あちこちうろついてもめ事を起こす者たち (*yer yer dolaşarak karışıklıklar çıkaran kimseler*) を意味する事もある。Cf. Cezar, Mustafa (1965), *Osmanlı Tarihinde levendler*, Istanbul, 3-17.
- (8) オスマン朝史研究において、一六世紀末からおよそ一世紀間続いたジェラールー諸反乱 (Celâli İsyanları) は、今もなお解釈の定まらない重要な研究テーマである。当時この反乱における有力なリーダーのもとには、多くの匪賊 (または学生、傭兵、流浪者、反乱者) が集結し反乱勢力を形成した。
- (9) Faroqhi, Suraiya (1993 a); id. (1994), “The Life and Death of Outlaws in Çorum”, in Ingeborg Bladauf, Suraiya Faroqhi and Rudolf Vesely (eds.), *Armağan, Festschrift für Andreas Tietze*, Prague, 1994, 59-77. [reproduced in Faroqhi (1993 b), *Coping with the State: Political Conflict and Crime in the Ottoman Empire 1550-1720*, Istanbul, 145-161; id. (1995), “Robbery on the Hajj Road and Political Allegiance in the Ottoman

Empire (1560-1860)", in Faroqhi (1993: b), 179-196; Güler, İbrahim (1995), "XVII. Yüzyılda Orta Karadeniz bölgesinde eşkiyalık hareketleri", *Osmanlı Araştırmaları*, XV, İstanbul, 187-219. これらの研究では地域社会の住人と匪賊との関係が個別具体的に取上げられており、匪賊の社会的性格を知るうえで重要な手がかりが示されている。

(10) MDには「書記官長 (re'is-ül-küttâb)」や「国璽尚書 (nişancı)」による加筆、修正の跡が残っており、現在のところMDの記録が、会議での検討から勅令の発布に至るまでのどの段階でされたものかは特定できない。とはいえ実際に発令された勅令とMDに残された控えとの間に重要な違いはないと思われるため、本稿ではMDの記録を「勅令」として扱うこととする。

(11) MDの大部分は現在、イスタンブールの総理府古文書館に保存されている。トプカプ宮殿などに保存されている台帳もあわせると、現存するMDの総冊数は二五〇冊を越える。最古の台帳は一五四四年、最新のものは一九〇五年であるが、年によって記録の件数には差があるほか、台帳の発見されていない年もある。また、一七世紀半ば以降、MDは官僚機構の発展に伴う台帳作成作業の専門化をうけて新たに数種の台帳へ分化されるが、一六世紀後半の時点では地方の官職者や外国の支配者に宛てられたあらゆる御前会議決定事項が記録された。

(12) 中央政府による匪賊の取り締まり策を具体的にとりあげた主な研究としては、Akdağ, Mustafa (1995, 2nd ed.), *Büyük Celâli Karşıkhklarının Başlaması*, Erzurum. がある。中央政府による匪賊対策として、イル・エリ (民兵隊) の組織や匪賊巡察官の派遣、保証人をつけるといった諸策が実例とともに紹介されている。このほか犯罪者を艦船の漕ぎ手として服務させる「ガレー送り (kirek cezası)」の刑を取り上げた İpsirli, Mehmet (1982), "XVI asrın ikinci yarısında Kirek Cezası ile ilgili hükümler", *Türk Etnoğrafya Dergisi*, 12, 203-248. なども匪賊の取り締まりを考えるうえで参考となる。

(13) 「シュヒンメ記録官」は、国家機密を扱うため慎重に選考されていた。知識が豊富なインテリであり、かつ機密が守れて徳のある人物が適任とされた。Cf. Sertoglu, Midhat (1986, 2nd ed.), *Osmanlı Tarihi Lügati*, İstanbul.

(14) MDの書式は書記官長が交代するごとに変化しているが、一六世紀後半の記録についてはとりあえず次のような一般型を示すことができる。

- ① ページ数
 - ② 記録番号 (各台帳ごとに④の日にち順に付番)
 - ③ 「以下の勅令が書かれた (yazıldı)」
 - ④ 命令の伝令者名、手渡された日付
 - ⑤ 本文 (命令先の官職名、事件の概要、命令文)
- ただし今回用いるMD5には①の記載がない。また台帳の

中で各記録は必ずしも日付順に編集されているわけではないし、④がない記録もある。⑤に関しては上奏者の名前が略されることや、上奏内容の概要そのものがないこともある。

(15) Barkey, Karen (1994), *Bandits and Bureaucrats, The Ottoman Route to State Centralization*, Ithaca and London, 244. ムーキーはアイドゥン県とサルハン県では、特にこの傾向が強かったと述べている。

(16) これらの草稿は、総理府古文書総局オスマン文書局 (Başbakanlık Devlet Arşivleri Genel Müdürlüğü, Osmanlı Arşivi Daire Başkanlığı) により出版された MDS と MDE に含まれるものである。台帳を編集するときに手違いがあったためか、MDS よりも MDE に含まれる勅令のほうが古い日付のものである。

(17) 一六世紀半ばのアナドル州は、ビガ、ヒュターベンデ、イギヤール、カレスイ、コジャイリ、ボル、スルタン・オニユ、キュタヒヤ、サルハン、アイドゥン、メンテシエ、ハミド、テケ、カラヒサル・サーヒブ、アンカラ、チャンクル、カスタモヌ、アライエの一七県によって構成されていた。それぞれの県の管轄域については、Donald Edgar Pitcher (1972), *An Historical Geography of the Ottoman Empire from Earliest Times to the End of the Sixteenth Century with Detailed Maps to Illustrate the Expansion of the Sultanate*, Leiden; Andreas Birken (1976), *Die*

Provinzen des Osmanischen Reiches, Wiesbaden を参照とした。

(18) それぞれの言葉が意味する内容は曖昧であり、特定の訳語をあてることはできないが「エシユクヤー (eşkiya)」は「匪賊」、「クッタータリク (kuttâ'it-tarik)」は「追ひ刺ぎ」、「エシムラー (eşirâ)」と「ハラーム (harâmî)」、「ハラームザーデ (harâmzâde)」は「盗賊」、「エフリ・フェサード (ehl-i fesâd)」は「悪党」、「シユフスイード (müfîd)」は「秩序破壊者」といった訳語がより適切であると考えられる。

(19) オスマン朝の地方行政区は、州に相当する「エヤール (eyalet)」、県に相当する「サンジャック (sancak)」、郡に相当する「カザー (kazâ)」に分かれる。州を統括する軍官がベイレルベイ (beglerbey) であり、県を統括する軍官がサンジャックベイ (sancakbey)、郡を所轄とする法官がカーディー (kadî) である。

(20) ジェニングスの研究によると、カイセリ郡ではサンジャックベイは匪賊の逮捕、拘引を担い、カーディーは匪賊が抵抗した場合にサンジャックベイに指示を与えたり、事件に関する裁決を行った。地方支配の場におけるカーディーとサンジャックベイの役割について、これまでの研究では両者のライヴアル的立場が注目されてきた観があるが、各々への具体的な任務や協力関係についてはまだ不明な部分が多い。 Cf. Jennings, Ronald (1978), "Kadi, Court and

Legal Procedure in 17 th Century Ottoman Kayseri”,
Studia Islamica, 68, 133-172.

一七世紀半ばにニシヤンジュ ‘Abdu’r-Rahman Paşa に
よって編まれた、タンズイマート期前の最後の刑罰法には
次のようにある。「(カーディーたちは) シャリーア法を実
施し、…などの事項をシャリーアにおいて処理するように。
しかし領土の秩序とレアーヤーの保護と防衛、シャーセッ
トに関する諸事は、剣とシャーセットを司る者たちである。
王朝の代理人たちへ委譲するように命じられる」。Cf.
‘Abdu’r-Rahman Paşa, [Ceza Kanunnamesi], *Milli
Tetebhüler Mecmu’ası* (H. 1331), I/3, 497-544.

(21) [5: 0192] や [5: 0193] のように被害者の名前はもと
より出身村までが明記されている場合もあれば、[5: 0289]
のように「旅人」としか書かれていない場合もある。ここ
では少しでも説明がある場合は具体的情報があるものとし
て扱った。

(22) [5: 0210] のように首謀者、その手下、一時的共犯者、
道案内人 (*kilâğuz*) といった詳細な構成が分かる場合もあ
るが、[5: 0256] のように名前しか知らされていない場合も
ある。ここではいずれも具体的情報があるものとして扱っ
た。

(23) 一人でも逃走中のメンバーがあれば「未逮捕」として
扱った。例えば [6: 1118] では、「スフテ (宗教学生) をか
たつてうろつき回る匪賊」集団が取り締まりの対象である

が、メンテシエ県のベイ (正確にはその部下であるスバシ
ユ) からの上奏があった時点では、この匪賊集団の頭目は
すでに逮捕、処罰されていた。ただし「仲間たちのうち一
二人の匪賊」と、あらたに二〇人の匪賊の頭目となった残
党たちはなお悪事を働いており、この上奏では彼らの逮捕
ための援助が要請されている。

(24) 村人の中から選出されたイギットバシユ (隊長) と、
彼の采配のもと村の若者たちによって組織された三〇〜四
〇名の在地組織。いつ頃、どの様に発生したのかについて
など、詳細はまだ明らかではない。成員は若く、火器を使
えることを条件とし、匪賊に対して在地の住人と連帯し活
動するという誓いを行い、メンバーたちの名前はカーディ
ーによって記録された。匪賊が法廷への出頭を拒否した場
合に、イル・エリたちに出動が命じられたこともあった。

Cf. Akdag (1995, 2nd ed), 89; Inalcik, Hali (1980),
“Military and Fiscal Transformation in the Ottoman
Empire, 1600-1700”, *Archivum Ottomanicum*, VI, 307-
308.

(25) 親族の例として、例えば [5: 1132] では二名の匪賊た
ちの逮捕が、それぞれの父親に委任された。

(26) 被害について審議し、賠償を検討する際には、同じ事
件について過去に一度も審議されていないことと、被害を
受けてから一五年以上放置されていないことなどの条件が
つけられていることが多い。[5: 0201] ほか。

(27) 一五七〇年のキプロス侵攻や、翌年のレパント敗戦の後には「ガレー送りの刑」が頻繁に行われた。Cf. Heyd, Uriel (1973), *Studies in Old Ottoman Criminal Law*, Oxford.

(28) オスマン朝には刑罰をあつかう法として、聖法であるシャリーアのほか、スルタンによって定められたカーヌーンの一部に「犯罪法 (Ceza Kanunnâmesi)」が存在した。このカーヌーンナーメは姦淫から強盗、殺人といったあらゆる犯罪について、刑罰と逮捕の方法などを明文化したものである。

(29) シヤーセツトとは、広義においてはむち打ちや追放までも含む刑罰一般を意味し、狭義においては死刑、肉体的極刑を意味する。また、シャリーアとカーヌーンの規定が矛盾し後者によって刑が科せられる時、「行政的刑罰として」と言う意味で、「シヤーセツトにより (siyâseten)」と言う言い方がなされる。Cf. Mumcu, Ahmet (1963), *Osmanlı Devletinde Siyaseten Katl*, Ankara.

(30) トウルグツドは、アナドル州カラヒサル・サーヒブ県と隣接するカラマン州西端のアクシェヒル県に位置する。

(31) セフェリヒサルは、アナドル州、アンカラ県に属する。

(32) もともとイスラーム法廷において、証人 (shâhid) の存在は重要である。彼らは当該事件の「真実」を報告すると言うよりもむしろ、最終的にカーディーによって下される判決に責任を負うといった役割を担っていた。Cf. Jen-

nings (1978), 133-172. また、オスマン朝の法と社会について分析を加えたゲルベル (Haim Gerber) によると、十七世紀の西アナトリア、ブルサにおいてはこうした証人の役割は古典的イスラーム期ほどには重要ではなくなったが、特に凶悪な盗賊を取り締まる際には、証人が大きな役割を果たしたという。Cf. Gerber, Haim (1994), *State, Society, and Law in Islam: Ottoman Law in Comparative Perspective*, New York, 38.

(33) 刑罰に関するカーヌーンは一五世紀後半のメフメット二世統治期以降、繰り返し編纂、改訂されてきたが、本稿では最も体系的な法令集であるとされるスレイマン大帝の刑罰法をもとに考察を行う。

(34) Heyd (1973), 85. ページ数はオスマン語テキスト Heyd (1973), 56-93. のもの。(以下同)

(35) Heyd (1973), 91.

(36) 「関係者」が犯人を追跡すべき範囲は「七つのカザ」*çukûlîsler*。Cf. Heyd (1973), 85.

(37) Heyd (1973), 90.

(38) Heyd (1973), 238-240.

(39) スイパーヒーが逃亡中の頭目を捕らえられなかった場合、「その封土は他の者へ与えられる」よう命じられている。[6: 0079]

(40) 結局この場合は、大勢の保証人をつけたかいかもなく匪賊は保証人共々逃亡してしまった。[6: 1312]

- (41) 査察には「匪賊査察」の他に、一般住人が地方官職者の不正調査を要求した際に行われる「一般査察 (teftiş-i am)」がある。また「匪賊査察」には別に「匪賊査察 (eşkiya teftişi)」「匪賊査察 (ehl-i fesâd teftişi)」などの呼称が使われることもある。Cf. Akdağ (1995, 2nd ed), 30-33.
- (42) なおここでは事例数がある程度確保するために、アナドル州だけではなく近隣地域の事例も検討対象とする。
- (43) Uzunçarşılı, İsmail Hakkı (1965), *Osmanlı Devletinin İlmîye Teşkilâtı*, Ankara, 126-132.
- (44) Yılmaz, Fikret and Christoph Neumann (1993), 'Die 'Inspektion der Ungerechtigkeiten' und die Kontrolle der Lokalverwaltung im Osmanischen Reich (16. Jh.)', *Perplus*, 3, 15-30.
- (45) 研究者によって制度の捉え方に相違がある。アクダーは、匪賊査察は査察官が農民へ不正を働くための口実となつたとし、「ジェラーリー反乱リーダーたちが、民衆を蜂起させようとするときに『オスマン朝の不正』として持ち出した問題が、当時立て続けに行われた査察であった」と述べている。cf. Akdağ (1995, 2nd ed), 31. 一方ユルマズは査察を「(中央政府の)権威を代行する重要な機能と公正の維持」を履行するためのものであったと説明し、「査察制度が高い威信を受けていた」と述べている。cf. Yılmaz (1993), 28-29.
- (46) アクダーは、査察をヴィライエツト全域を査察する「全域にたいする査察 (umûm üzere teftişi)」と、県内のみを査察する「地域的査察 (mahallî teftişi)」に分け、前者をベイレルベイや中央から派遣された宰相たちが、後者をカーデーやチャヴシユ、サンジャックベイなどの地方官職者が担当したと説明している。cf. Akdağ (1995, 2nd ed), 31.
- (47) Yılmaz (1993), 19.
- (48) MD5とMD6で両者が関係した命令の日付を調べたところ、最初がヒジュラ暦九七二年サフェル一二日(西暦一五六四年九月一九日)、最後がヒジュラ暦九七三年ジェマーズィエール・アーヒル一二日(西暦一五六六年一月四日)であった。
- (49) 「匪賊に関する章」はスレイマン大帝以降の刑法に見られる。
- (50) Heyd (1973), 92.
(お茶の水女子大学大学院人文科学研究科 平成一〇年九月 修了 (社)海外コンサルティング企業協会勤務)